経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部

配布資料 1

法　令　改　正　の　御　案　内

●令和 6 年度の鉱山保安法令の改正は次のとおり

● 鉱山保安法施行規則(令和 6 年 6 月 28 日施行)

(1) アナログ規制の見直しにかかる改正

第 6 回デジタル臨時行政調査会(令和 4 年 12 月 21 日)において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられたことを受け、「目視規制」や「定期検査・ 点検規制」等にかかる鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うもの。

(2)条ずれ等にかかる改正

鉱山保安法施行規則において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正(施行済み)があったことを踏まえ、鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うもの。

→添付「鉱山保安法施行規則の改正について」参照

● 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(令和 6 年 6 月 28 日施行)

(1) 火薬類取扱所に係る改正

第 6 回デジタル臨時行政調査会(令和 4 年 12 月 21 日)において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられたことを受け、「目視規制」や「定期検査・ 点検規制」等にかかる技術基準省令の一部について改正を行うもの。

(2) 掘削バージに係る改正

船舶に関する 2 つの国際条約(AFS 条約、MARPOL 条約)が改正されたことから、海中で使用される掘削バージについても、これら 2 つの国際条約改正に対応するため、技術基準省令の一部について改正を行うもの。

(3)条ずれ等に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正(施行済み)があったこと、また、JIS Z 1601 において、貯蔵タンクに係る名称変更があったことを踏まえ、技術基準省令の一部について改正を行うもの。

→添付「鉱山保安法施行規則の改正について」参照

●令和 7 年度の鉱山保安法令の改正予定は次のとおり

● 鉱山保安法施行規則・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(6 月中施行予定)

近年頻発する、墜落災害、挟まれ・巻き込まれ係る災害は、一般法事業場においても発生しているが、近年、労働安全衛生法令等の一部見直しが行われている。鉱山保安法令において、事業者における自主保安の取組の推進をより促していくため、保安規程に記載すべき内容や技術指針の記載内容を一部改正する。

一般の火薬庫の警鳴装置について火薬類取締法の例示基準(貯蔵)では、JIS K 4832(2018)を引用していることから、技術指針においてもこれを追加する。

本改正は 6 月 12 日までパブリックコメントを実施し、6 月中に公布・施行予定。

「パブコメ 鉱山保安」で検索できます。

→添付「改正概要、新旧対照表」参照

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正について

令　和　６　年　６　月
経　済　産　業　省
鉱山・火薬類監理官付

１．改正の背景

（１）火薬類取扱所に係る改正

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・ 点検規制」等の代表的な７項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第６回デジタル臨時行政調査会（令和４年１２月２１日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和６年３月に開催された中央鉱山保安協議会において、鉱山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計２１項目（目視規制６、定期検査１１、常駐専任３、書面掲示１）の対応方針について審議した。この結果を踏まえ､鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うもの。

※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉱山保安法施行規則の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

（２）掘削バージに係る改正

船舶に関する２つの国際条約（AFS 条約（2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）、MARPOL 条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書））が改正され、船舶に使用される塗料や燃料中の硫黄分についての基準が改正されたことから、国土交通省は、船舶に関する関連規定を改正した。

今般、船舶と同様に海中で使用される掘削バージについても、これら２つの国際条約改正に対応するため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

（３）条ずれ等に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったこと、また、日本産業規格Ｚ１６０１において、貯蔵タンクに係る名称変更があったことを踏まえ、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

２．改正の概要

（１）火薬類取扱所に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第４０条（火薬類取扱所）に掲げる「見張人」は、デジタル技術の活用等により見張人の業務と同等以上の措置を講じる場合は、見張人の配置は免除できるよう改める。

（２）掘削バージに係る改正

AFS 条約の改正（2023 年 1 月発効）により、船舶塗料へのシブトリンの使用が制限されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第１８条第７項第２号で定める掘削バージの防汚方法にシブトリンの使用をしないことを追加する。

また、MARPOL 条約の改正（2020 年 1 月発効）により、船舶燃料油中の硫黄分の基準が強化（上限値を 3.50 質量百分率から 0.50 質量百分率に引き下げ）されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第１８条第７項第４号で定める掘削バージで使用する燃料油の硫黄含有率が 0.5 質量百分率を超えないものとするように改める。

（３）条ずれ等に係る改正

大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令において条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったことにより、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第５条第３号の２、同条第３号の３、同条第１１号、同条第２１号、第６条第３項における条ずれ等の修正を行う。また、同省令第３５条第２項第３号イにおいて「日本産業規格Ｚ－六〇一（液体用鋼製ドラム）」を「日本産業規格Ｚ－六〇一（鋼製タイトヘッドドラム）」と改める。

鉱山保安法施行規則の改正について

令　和　６　年　６　月
経　済　産　業　省
鉱山・火薬類監理官付

１．改正の背景

（１）アナログ規制見直しに係る改正

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・ 点検規制」等の代表的な７項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第６回デジタル臨時行政調査会（令和４年１２月２１日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和６年３月に開催された中央鉱山保安協議会において、鉱山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計２１項目（目視規制６、定期検査１１、常駐専任３、書面掲示１）の対応方針について審議した。この結果を踏まえ、鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うもの。

※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

（２）条ずれ等に係る改正

鉱山保安法施行規則において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったことを踏まえ、鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うものである。

また、鉱山保安法施行規則内の表現を統一するため、様式第１２中の「女子（妊娠不能と診断されたもの」を「女性（妊娠する可能性がないと診断された者」に改正する。

２．改正の概要

（１）アナログ規制見直しに係る改正

①実施期間及び頻度が定められていない定期検査に係る改正

鉱山保安法施行規則第１８条第１７号に掲げる測定、第２６条第１号に掲げる検査及び測定、同条第３号に掲げる点検、第２９条第１項第１８号に掲げる測定、同項第１９号に掲げる測定は、実施期間や頻度について定められたものではないことを明確化するために、「定期的に」や「一定期間ごとに」を実態にあわせて「保安のため必要があるときに」と改める。

②実施期間及び頻度が定められている定期検査に係る改正

鉱山保安法施行規則第２９条第１項第１６号に掲げる測定、同項第１７号に掲げる測定、第３４条第２項に掲げる定期検査は、定められた頻度で定期的に行うことを求めているが、デジタル技術の進歩等を踏まえ、常時監視を行う場合は、測定や検査の周期を延長できるよう改める。なお、鉱山保安法施行規則第２９条第１項第１６号、同項第１７号の改正に伴い、同項第１６号の２の新設、同項第１９号、同項第２０号、同項第２１号の改正を行う。

③石綿粉じんの大気中の濃度の測定に係る改正

鉱山保安法施行規則第２１条第１項第３号に掲げる石綿粉じんの大気中の濃度の定期的な測定については「六月を越えない作業期間ごとに一回以上」としているが、昨今、デジタル技術の進歩等を踏まえて、頻度の定めを無くし、保安上必要な頻度で測定することとする改正を行う。

※本改正に伴い、頻度の定めがなくなることから、鉱山保安法施行規則第２１条第２項は削除する。

（２）条ずれ等に係る改正

ダイオキシン類対策特別措置法施行令、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、ガス事業法において条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったことにより、鉱山保安法施行規則第１条第２項第３４号、同項第３９号、同項第４５号、第１９条第５号、第２０条の２第２号、第４３条第１項、第４６条第１項、同条第２項における条ずれ等の修正を行う。

パブリックコメントの受付は、**「５．意見提出先・提出方法」**をご確認ください。
産業保安監督部ではご意見を承りかねますのでご注意願います。
パブリックコメントへのリンク▸
（意見受付締切：2025 年 6 月 12 日 23 時 59 分）

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和７年５月１４日
経済産業省大臣官房
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

１．意見公募の趣旨・目的・背景

鉱山においては、鉱山保安法令に基づき、鉱業権者及び鉱山労働者に対する危害の防止等の保安を確保するための措置が規定されていますが、近年、鉱山における災害や事故の発生については、下げ止まりが続いており、過去に発生した鉱山特有の落盤等の重大災害は発生していないものの、墜落や挟まれる又は巻き込まれることにより、死傷者を生じる事案が毎年一定程度継続的に発生している状況です。

このため、事業者による自主保安の取り組みの推進をより確実なものとするため、鉱山保安法施行規則第４０条第１項第１０号の保安規程に定めなければならない内容として、「機械又は器具に挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」も明示的に例示することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。

更に、墜落や挟まれる又は巻き込まれるといった危害を防止するための労働安全衛生法令に基づく安全措置の内容が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において、満たすべき安全要求事項の水準であることを、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針において、例示的にその主な部分を概括的に規定することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。

また、鉱山保安法令に基づく火薬類取扱所の盗難防止措置について、火薬類取締法令・通達における火薬庫の盗難防止措置の要件を、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に規定することで、事業者におけるより広い技術の活用を可能とするなどの措置を講じることとします。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）」
「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

（東京都千代田区霞が関　経済産業省本館９階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和７年５月１４日（水）～令和７年６月１２日（木）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：　bzl-kozan-kantoku@meti.go.jp

（電子メールの件名を「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見」として下さい。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
パブリックコメント担当　宛

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

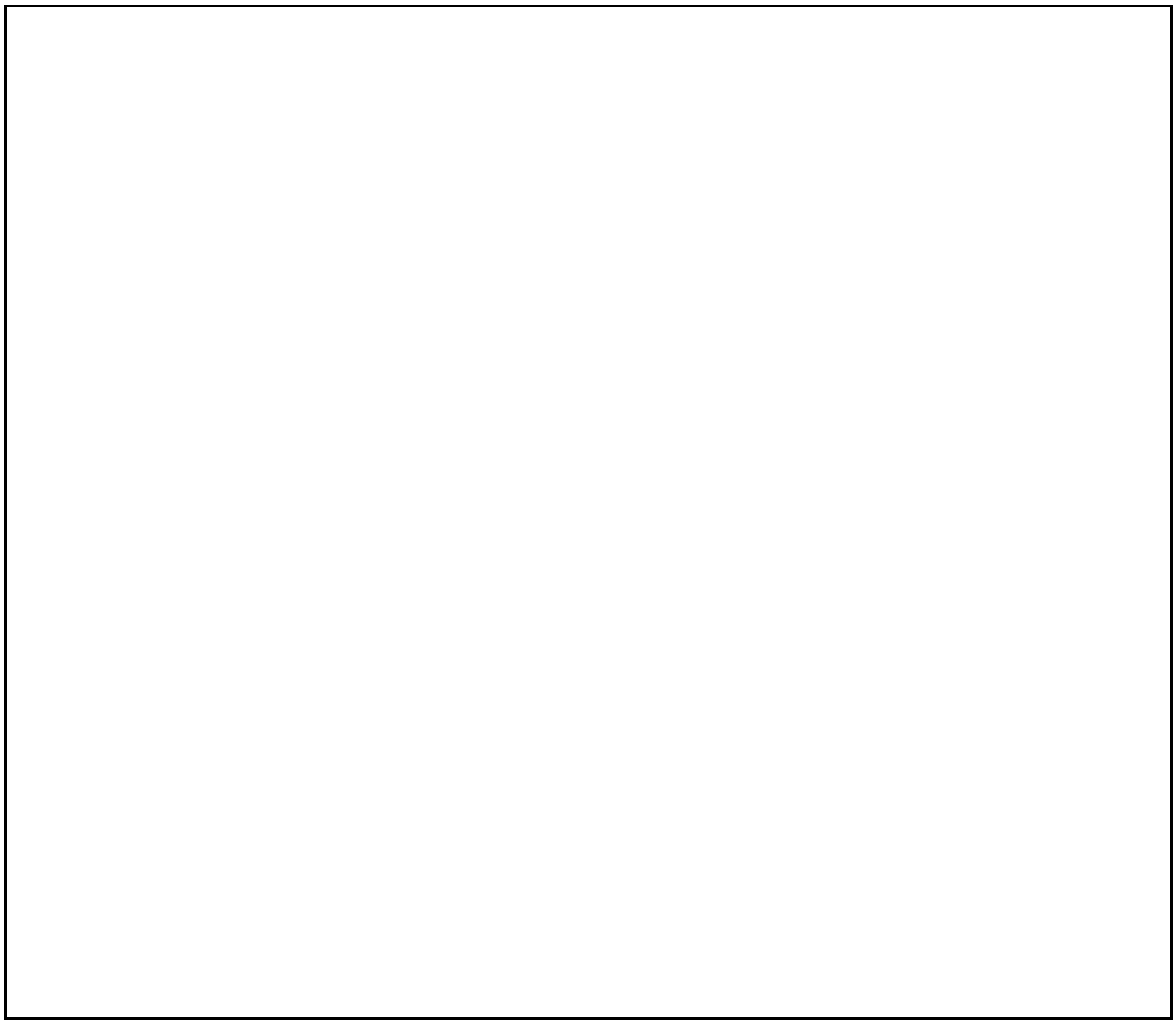

○経済産業省令第　　号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保安規程） 第四十条　法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。	（保安規程） 第四十条　法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

一～九　（略）	一～九　（略）
十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容	十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容
十一・十二　（略）	十一・十二　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（別紙）

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針　新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（２０１２１１１５商局第４号）（内規）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
第２章　共通の技術基準（第３条関係）	第２章　共通の技術基準（第３条関係）
１　技術基準省令第３条第１号に規定する「必要な保安設備」とは、手すり、さく囲、被覆及び安全な通路のほか、次に掲げるものをいう。	１　技術基準省令第３条第１号に規定する「その他の必要な保安設備」とは、次に掲げるものをいう。
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）次に掲げる墜落による危険を防止するための設備等	［新設］
①貨物自動車に荷を積む作業等を行う場合の労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第１５１条の６７の規定に基づく昇降設備	
②高さが２メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落のおそれのあるときの労働安全衛生規則第５１８条の規定に基づく作業床並びに作業床の端及び開口部等で墜落のおそれのあるときの同規則第５１９条の規定に基づく囲い等（ただし、作業床及び囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること）	
③高さ又は深さが１．５メートルを超える箇所で作業を行う場合の安全に昇降するための労働安全衛生規則第５２６条の規定に基づく昇降するための設備等	
（７）機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における労働安全衛生規則第１０１条の規定に基づく覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるときの同規則第１５１条の７８の規定に基づくコンベヤーの非常停止装置等	［新設］
２　技術基準省令第３条第２号に規定する「必要な表示」とは、標識のほか、次に掲げる箇所等での表示をいう。	２　技術基準省令第３条第２号に規定する「標識その他の必要な表示」とは、次に掲げる箇所等での表示をいう。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
３　（略）	３　（略）

4　技術基準省令第３条第５号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、必要な照度を確保できる照明設備の設置のほか、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあっては、次のことをいう。 （1）・（2）　（略）	4　技術基準省令第３条第５号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあっては、次のことをいう。 （1）・（2）　（略）
5　技術基準省令第３条第６号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、電話の設置のほか、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。	5　技術基準省令第３条第６号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。
6　（略）	6　（略）
第３１章　火薬類取扱所（第４０条関係）	第３１章　火薬類取扱所（第４０条関係）
１～９　（略）	１～９　（略）
10　技術基準省令第４０条第２項第８号及び第３項第７号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、日本産業規格Ｋ４８３２：２０１８（火薬類の盗難防止設備の要求事項）３．４ 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること、又は次に掲げる要件を満たしていることをいう。 （1）～（8）　（略）	10　技術基準省令第４０条第２項第８号及び第３項第７号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。 （1）～（8）　（略）
11～18　（略）	11～18　（略）